

- 1 開催日 平成 23 年 3 月 29 日（火）
- 2 委員長開会宣言
- 3 議事  
日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 4 報告 新図書館基本構想検討委員会の最終報告について
- 5 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委員	1 番委員長	野 本 明 美
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	松 井 成 起
	教育次長	依 岡 雅 文
	総務課長	池 畠 正 敏
	市民図書館長（参事）	筒 井 秀 一
	総務課長補佐	近 森 象 太
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課主査	森 尾 美 舗

1 平成 23 年 3 月 29 日（火） 午後 3 時 03 分～午後 4 時 18 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

## 2 議事内容

開会 午後 3 時 03 分

野本委員長

ただいまから，第 1070 回高知市教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

はじめに，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西山委員さん，お願いいたします。

本日は報告事項 1 件です。「新図書館基本構想検討委員会の最終報告について」を，事務局から説明をお願いします。

松井教育次長

教育次長の松井でございます。

お手元に「科学館（仮称）基本構想」，そして「新図書館（高知県立図書館，高知市民図書館本館）基本構想」をお配りしております。この二つの施設については，現在，中間報告の段階ですが，この 25 日に子ども科学図書館・こども科学館基本構想検討委員会が開催され，科学館の最終報告書としてまとめ，26 日には，新図書館基本構想検討委員会が開催されて，新図書館の最終報告書としてまとめました。詳細については，市民図書館長から報告いたします。

市民図書館長（参事）

市民図書館の筒井でございます。

お手元の新図書館基本構想で，下線部分が中間報告書案からの変更部分でございます。そこを中心に説明します。まず，新図書館基本構想の 1 ページの下 3 行は文言を整えたものですが，その部分が最終報告での追加でございます。

続いて，9 ページです。(2)の県立図書館の備えるべき機能として， の図書館職員の育成機能の箇所ですが，検討委員会で県内外，場合によっては海外の図書館も視野に入れた人事交流というものも必要ではないかという意見もあって，「県内の公立図書館の能力を高め各図書館を活性化していくために，県内外の公立図書館，大学図書館，海外の図書館も視野に入れた人事交流を計画的に実施する」，また，経験年数に応じた研修や児童サービス，障害者サービスということで，これは例示として児童・障害者のサービスの強化の点ですが，これは県立図書館の役割の方ですが，県立図書館の機能として，自分のところの職員だけでなく県内の公立図書館職員の研修ということをやったところ

です。

次に 12 ページをお願いします。今回，障害者サービスをについて特に議論されました。建物全体のバリアフリー，ユニバーサル・デザインということも合わせて非常に強調されています。

12 ページの表の下部分ですが，障害者サービスの項を構え，「著作権法改正の趣旨を踏まえ，点字図書館と連携しながら，障害者サービスの充実を図る」という一項を入れて，12 ページの一番下ですが，「資料・情報の提供にあたっては，図書館に来館できる人だけでなく，病院，高齢者施設，障害者施設，矯正施設などへの提供に取り組んでいかなければならない。併せて，高知県ならではのテーマを定めた資料を集積し，国内外から利用のある図書館づくりが必要である」という表現が入っています。

次に，13 ページの下ですが，(3)のセーフティーネットの役割を果たす図書館として，「様々な事

情で家庭での学習が困難な子どもたちに対する学習の場の提供や、雇用情勢の厳しさを踏まえ各種の資格を習得するための資料、就職支援につながる情報等を提供でき、また、県内の病院や社会福祉施設等で図書を検索し借りることのできる図書館」といった図書館を目指すというものです。

14 ページです。(5)の図書館利用に障害のある使用者に配慮した図書館ということで、「これまで図書館の利用に障害のあった人も、誰もが支障なく利用できる図書館」ということで、括弧内はこの解説でございます。

続いて 19 ページです。新図書館の組織・運営等のあり方で、「早い段階から人材育成などにより必要な体制を整備していくとともに」ということで、開館準備が大事になりますが、早い段階から準備されたいということです。

続いて 20 ページです。4 の組織・運営で遵守すべき事項のところ、(2)の専門職の確保ですが、「各職員が専門分野を持ち、その分野の研究や教育訓練の実施」というふうに少し加筆しています。図書館での専門分野というのは、例えば児童サービスに強いですとか、障害者サービスに強いですとか、郷土資料に強いといったことですが、今日的にはビジネス支援とか、医療関係に強いとか、そういう職員の養成も必要になってくるというような趣旨でございます。

続いて 22 ページです。(6)の調整及び評価・点検という第三者的機関による調整及び評価・点検のことですが、「これらの組織には、それぞれの目的に沿って図書館関係者だけでなく、障害者を含む幅広い人材の配置を検討すべきである」ということで、わざわざ障害者を含める必要があるかということがありましたが、現状では特記すべきこととして「障害者を含む」という部分が記載されたものです。

次に 23 ページです。(6)の新図書館のPR活動ですが、準備の段階から新図書館の利用について、あるいは新しくどんなものになるかということ、市民に分かりやすくPRしていくべきだろうという趣旨でございます。

次に 24 ページです。ここがいろいろと議論があったところです。下4行から上の部分は、内容的には修正でなく少し文言整理した部分で、下4行が今回追記された大きな内容のところ、これまで検討委員会では新図書館の建設場所については、賛否含め議論がありまして、検討委員会として結論をどこまで出すか、両論併記という考え方もあって、様々な議論がありましたけれど、最終段階ということで検討委員会として一定の方向性を出すべきではないかという意見があり、議論の結果、このようになったところでございます。「追手前小学校敷地を建設予定地とすることについて、賛否両論の議論が重ねられた。基本構想検討委員会としては、今後上記の懸念要因を最小限に抑える工夫を十分加えることにより、中心市街地に立地する利便性の高い新図書館を追手前小学校敷地に整備することを期待したい」という文章で、建設場所についての検討委員会の見解がまとめられたところです。

25 ページの新図書館の施設規模等の(2)建築の基本方針としての ですが、今回の地震、津波、災害がやはり意識されなければいけないということもあって、「図書館は不特定多数の利用者が利用する公共施設で、災害時の避難場所の役割も期待される。また、歴史的な貴重資料もあることから、地震等災害に強い施設として整備する」という文章を加筆したところです。また、一番下の ですが、「図書館利用者の様々な利用方法に配慮しつつ、館内どこでもインターネットに接続できる環境を整備する」ということで、これまでの図書館でも、インターネットが利用できるというコーナーを設け、パソコンを数台、多くても10台程度置いて、ここでお使いいただくというのが主流と思われませんが、パソコン利用者というのは、自分のパソコンの中に様々な情報なり資料を入れています。本当のパソコン・ユーザーは自分のパソコンでないと能率が上がらないという指摘があり、持ち込みのパソコンでインターネットに接続できるというイメージが提示されています。これが、公共施設の中でどういうふう実現するか、少し課題が残っていますが、基本構想検討委員会としては、自分のパソコンを持ち込み、館内でインターネットに接続して、図書館の資料を見ながらインターネットなり、自分が

蓄積したデータを参照しながら、ゆっくり調べる、調査、研究していただくというイメージです。

最後は29ページの「おわりに」です。これは全く新しいもので全部下線が入っていますが、ここで、特に強調されているのが、中ほどの「ここで、一言」ということで、図書館振興計画について述べられています。本来的には、特に高知県に県全体の図書館をどうしていくかという上位計画があって、その中で、県立図書館あるいは今回の合築をどうするかというのが、一つの筋ではないかと思いますが、高知県の教育基本計画では若干の言及があるかと思いますが、やはり図書館をどうしていくかという振興計画も、併せて検討されなければならないということを、基本構想検討委員会の要望として記されています。

図書館については以上です  
続いて科学館基本構想です。

6ページをお願いします。全体的なところですが、下3分の1くらいのところですが、中間報告では中四国の科学館の調査でございましたが、今回、全都道府県に調査をかけて、「公立科学館は44都道府県に136館あり、1都道府県あたり、3.1館となっている。これらの平均延べ床面積は4,742㎡である」というデータを入れています。

続いて、16ページです。科学館の場合は、フォーラム、パブリックコメントとも、基本的に推進する立場からの要望がほとんどでした。中には、ビルの上のそう広いとは言えないような科学館は根本的に見直したらどうかという意見もありましたが、多くは高知県、高知市の現状で科学館を作るのであれば、なおこういうことを要望するという意見が出され、「県内には、物理・化学系の博物館や類似の施設がないことから、既設の高知県工業技術センターや高知県環境研究センターなどの公的な研究機関と協力体制を構築する」ということが指摘され、ここに反映したところでございます。

続いて20ページです。このページは純粋に新規です。先ほど申したように障害のある方へどのように配慮していくかということが議論され、科学館部分についても、やはり書き込んでおく必要があるということで、20ページのように追加しました。(8)の障害者への配慮についてとして「科学館は、障害の有無に関わらず、すべての来館者が楽しみながら学べる施設となるように整備していく必要がある。そのためには、バリアフリー新法や「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に基づいたバリアフリー化、ユニバーサル・デザインを原則とした施設の整備はもちろんのこと、特に、展示においては、科学館のコンセプト「見て、触れて、感じて、作って、学び遊ぶ」のもとに、多様な方法でアクセスできる工夫が求められる。また、障害者への支援を積極的に展開できる介助を兼ねた人的配置やコミュニケーション機器などの整備が望まれる」となっています。建物の今日的な水準のバリアフリー化やユニバーサル・デザインというのは当然として、特に科学館の内容を障害のある方にどのように伝えるかというのは、かなり課題が多いと思いますが、全国的には様々な工夫、取り組みがあると思いますので、それらを参照してじっくり研究した上で、準備しなければならないとなっています。

なお、下の、は資料として日本博物館協会のアンケート調査やバリアフリー新法の設計上のチェックポイントなどを記載しています。

25ページです。ここは展示の例示の部分です。このような展開ができるのではないかという例示を記載しています。やはり、今般の地震、津波を意識した表現が、特にこの地球の不思議のところで記述されるべきではないかということで、「また、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、巨大地震による揺れや津波などが引き起こす自然災害を、科学的な視点から正しく理解させるとともに、南海地震の防災のあり方について考えさせる」という展示が必要だという指摘です。

下線部分は以上でございます。

このような基本構想を頂きましたので、この基本構想を教育委員会としては尊重し、今後より具体化していく作業に入ることになります。

以上です。

野本委員長

これらの基本構想の策定について、検討委員会委員の皆様には、本当にお世話になりました。お礼を申し上げたいと思います。

この件について、ご質問等はありませんか。

西山委員

建物のハードやソフトの両方に関してですが、防犯についてはご協議されているか、お分かりになる範囲でお教えてください。

市民図書館長（参事）

市民図書館の筒井です。

今度の検討委員会の議論の中では、あまり出てきていません。機械警備ですとか、警備員の配置については、これだけの規模の施設ですから、類似のかるぼーとにせよ、県立美術館にせよ 24 時間で人の配置がありますので、そういうことがイメージされているとは思いますが、突っ込んだ議論にはなっていません。

西山委員

文言を加えることはできませんのでこういうイメージだとは思いますが、「利用者の安全に配慮した施設にする。安全基準に対しては、防犯の枠組みの中で、しかるべき形でやります」というようなことでしょうか。お手洗い周辺ですとか、ちょっと暗いところで、予期しないような事故あるいは事件等が起こりますので、お含みおきいただきたいと思います。

松原教育長

これから議論していくことになると思います。

西森委員

私も図書館の防災のことで、25 ページの新しく加わった の図書館は「歴史的な貴重資料もあることから、地震等災害に強い施設として整備する」ということに対して、二つの考え方があるかと思えます。高知市で作られた津波のハザードマップでは、ここは水に浸かる場所ではなかったかと思うのですが、もし浸かる場所だとしたら、そのような資料を置くのはどうかという否定的な意見と、逆にここに避難場所が必要じゃないかという意味では、むしろここに建物があるべきということ。ただ問題は、それが図書館である必要があるかどうか、あるいは貴重資料を置く場所かどうかということとの兼ね合い、問題が生じると思えますが、どのような意見がされたかが 1 点です。

もう一つは、入館料の件で、図書館は無料だと思えますが、科学館やプラネタリウムは、逆に有料施設が多いのではないかと思います。それはどのように想定されているのか、この 2 点をお伺いします。

市民図書館長（参事）

まず、津波の件ですが、この地震を受けて見直されるはずですが、現在の津波予測ですとあの辺りは地盤が沈んで 1.2 メートルの水が来る想定です。ただ、千年に 1 回の地震ということもあり、もう少し見ないといけないと思います。そういう点では、津波が来る場所にわざわざ建てるのかという意見が出るかと思いましたが、基本構想委員会では出ずに、避難場所として想定しておかなければならないという意見が出されました。そういう点では免震構造にするとか、詳細はこれからになりますが、多くの人が避難して来ることを考えた設計、運営というものが検討されなければならないと考えています。

なお、同時期に県の新資料館もできますが、3 階建てで、1 階には貴重な資料は置かないというふうにされているようです。山内家の重要文化財がどうかということがありますが、それはそれとして、新図書館においても、基本的には一般の開架は 1 階になるだろうし、県に 1 点しかない、あるいは歴

史的に1点しかないという貴重資料は、もっと上になるというふうに考えています。

ただ、点字図書館は1階と構想されていますので、地震が起こったら、外に逃げるのではなく上がっていただきます。1階の点字図書館の一定の資料は被災する可能性があります。したがって1階にある資料は、復元、再生可能というイメージで今後考えていく必要があるのではないかと考えます。

2点目は、図書館は図書館法によって無料ですが、科学館は全国的にも有料かと思います。ただ、高知県内の文化施設の場合は基本的には高校生以下は無料が主流ですので、それでいうと高校生以下は無料かなというところで、まだ無料にするかどうかの結論には至っていません。では、プラネタリウムはどうなるかということもございますが、今後調整が必要となっています。

松原教育長

県外の科学館そのものの入館は無料ですが、プラネタリウムは有料が多いですね。

山本委員

県立図書館と市民図書館の果たすべき役割がそれぞれ違うという表現ですが、それによって利用者がそこに行った場合に、支障になるようなことはないですか。

市民図書館長（参事）

機能、役割を分担しようということになっていますので、県立図書館は市町村支援ですとか、資料の保存とか市町村図書館では通常扱わない専門的な本を揃えるというのが大きな役割になっています。市町村図書館は、当然直接的なサービスを行うということで、それぞれが役割分担をした上で、人事交流もしながらやっていきたいと考えています。

今の考え方としては、新しい図書館に行って機能が違うから、こっちは県立図書館、こっちは市民図書館ということではなくて、利用者にとっては一つの図書館に見えるという構想となっています。今後の設計もそうしたいと思っています。したがって、利用者にとっては、本が揃っていて、専門的な司書から必要なサービスが受けられれば、県の職員であろうが市の職員であろうが直接関係ないことで、必要なサービスを提供していきたいと考えています。

山本委員

利用者として行った場合には、どなたであっても担当していただけるということでしょうか。

市民図書館長（参事）

利用者の求めに応じて、そうしたスキルを持った職員が対応するのが理想ですが、それが一挙にいくかどうかは別として、方向性はそういうことです。

山本委員

合築の場合は、県の負担と市の負担の割合が示されていましたが、これから運営していくなかでは、これから先はどういうふうになっていきますか。

市民図書館長（参事）

まず、点字図書館と科学館は市立の施設になりますが、全県下を対象としたサービスということで、基本的には県が運営費の半分を負担するというのが、今の定義でございます。図書館については、一応面積によって建築費などは按分して負担しようということになっています。運営の方は、財政課も議会も別なので、二つの組織がそれぞれ別で予算要求し、確保することが基本的にはなると思いますが、県が頑張ってお金を構えて、高知市はお金がないというのは現場的には困りますが、運営費まで県立図書館と市民図書館が10対7と今決めようとしているわけではございません。

そこは、今後議論になると思います。

松原教育長

最終的にはそこを詰めていかなければならないと思います。

山本委員

稼働後、どちらがどのような割合になるかということが支障になってもいいませんのでね。

西森委員

書庫に関してですが、最新の書庫というのがどんなふうなシステムなのかということをお聞きしたいと思います。何年前かに高知新聞で司書の方の記事が出ていました。夏場は図書館の職員が、何キロも痩せるくらいの労働をしているということで、本のリクエストがあったら書庫に駆け上がって取りに行っていたらいいらしいですね。それでも嫌な顔一つせずにとってきてもらったことがあります。それが今の最新型では、例えばボタン一つピッと押したら、機械的に取ってくるようなことになっているのでしょうか。

市民図書館長（参事）

市民図書館の筒井です。

今回の書庫も想定では、170万冊位の収蔵能力のある書庫で設計をしようとしています。今までのような形で書庫を作ると、ほとんど運動会のような状態になります。人的な配置でカウンターの職員が書庫に走って取りに行くのではなくて、1日中、暗いところに詰めておくのもなんだと思いますが、書庫のフロアに責任を持った人を配置して、その人を通さないと本の収納ができないという配置も一つ考えられますし、機械的には自動書庫ということで、それこそピッとやれば自動倉庫と同じで、本1冊をマジックハンドで掴んで持ってくるのではなくて、コンテナというものに入っていて、それをコンテナごと出してくるというシステムがあります。それはすべてにICタグを貼り付けて、それを出してくる。それは製品としては成熟していますし、機能的にも安定してきたと伺っています。あとは、コストの問題です。

今回基本計画の中で、自動書庫を入れるか、入れないかということが大きなテーマにもなっています。機械化するか、人を入れるかしかないわけで、このところの見極めが必要となってきます。

西森委員

お聞きしていて、自分が認識違いしていて、自動書庫が当然の前提とっていました。今お聞きしたところ、これから議論していくということで、勿論コストということもあるでしょうが、人が入って取らなければならないとなると、それだけスペースを取らなければいけないわけで、自動書庫だとそこが圧縮されますね。スペースとコストの比較でどっちがという話になると思いますが、まさにこれからの議論になるということですね。

市民図書館長（参事）

スペース効率でいいますと自動書庫のほうが圧倒的に良いようです。今想定している面積と期待する収蔵能力によっては否応なしに何割かは、自動書庫を入れなければならない可能性があるかと思っています。そこは、専門家の議論を経た上での話となります。

仮に、コストの問題はありますが、希望の収蔵冊数は取れそうだとしたときに、なおかつプラスして自動書庫を入れて収蔵能力を増やそうという考え方ですが、図書館界の意見も割れていまして、自動書庫を推進する先生もいますし、自動書庫にすると、極端に言うと司書というか、その職員は一生そこにある本を見られない。書庫に入って行って、中にある本を見ることは、事実上不可能になってくるのですが、それでいいのかということです。

それともう一つ、自動書庫の場合は、書名なり著者名を確実にリクエストできる場合にはいいのですが、「確か、宮尾登美子さんの、何とか、かんとか」、「岩波の、著者名を忘れて、書名は何とか」など、そういうリクエストが結構あって、精通している司書が行ったほうが早いのではないかという意見もあります。

もし自動書庫を入れるとすれば、雑誌のバックナンバー、全集、名前としては分かりやすいものが対象となるようですが、その辺りはちょっとこれからの議論になります。

松原教育長

スペース的には、自動書庫を作らないと収蔵しきれないのではないのでしょうか。

市民図書館長（参事）

希望する冊数と予定されている広さ、当然いろいろな部屋を取らねばならないので、全く自動書庫をゼロで良いかどうかという点では疑問があります。

松原教育長

これからの論点ですね。最終的には、県、市で詰めていかなければいけないことですね。

市民図書館長（参事）

基本計画の中で詰めておかないと設計できないことです。だからそんなにゆっくりする時間はありません。

野本委員長

検討委員会からの最終報告では、いろいろな意見が出されて、委員も真剣に悩みながら出してきたところもあると思いますが、いろいろな懸念が出されています。交通安全面では、100パーセント事故がないようにというような意見が出されていたと思いますが、そうした懸念を最小限に抑えるためには、どういうふうに捉えたらいいか、その辺りを教えていただけますか。

市民図書館長（参事）

ソフト面では、先ほど役割分担がうまくいくのかどうかなど、ソフト的にも懸念がゼロでは勿論ありません。二つのそれぞれ伝統のある図書館が一緒にやろうということですので。ただ特徴的なところは、それぞれの現場がじっくり知恵を出し合って、開館までに様々な準備をしていく、また専門家の助言も頂きながら準備をするということで乗り越えなければいけないと思っています。

問題は、ハードで言われているのが、災害は別にして交通アクセスの問題で、特に日曜市をやっているときの関係があらうかと思います。新図書館というのは、おそらく結構な集客力を持つと思います。今まで何もなかった空間にきれいな建物ができますので、ここは職員のスキルにも関わってきますが、相談したら親切に教えてくれるというようなことになれば、たくさんの人に来ていただけると思います。その場合の対策には、防犯のところを含め、そういう点で課題はたくさんございます。今検討委員会で特に懸念されているのは交通アクセスで、現実的には車の出入り口が西、北、東にしかないわけですが、日曜市のことを考えるとやはり東の道路の中の橋通りで、図書館の敷地を少し提供して図書館専用のレーンみたいなのを作りながら対応するのが、現実的な案ではないかということを議論しているところですが、県警なり道路管理者などと協議して、懸念されることが最小限になるように仕上げていく作業が、基本計画の中でも大切なことであるというふうに考えております。

西山委員

質問が一つ、意見が一つあります。まず、19ページですが、「早い段階から人材育成などにより必要な体制を整備していくとともに」とありますが、この「人材育成など」という言い方、ここは人材以外に何かあるのでしょうか。「など」というのは、他に何かあるという意味ですね。この人材育成というのは、かなり重要なところなので、「他も包括して、人も育てて」というようなことではないと思います。まずは、「人ありき」だと思えるのです。ですから、人がしっかりしないと良い組織運営はできない。このところで、「人材育成など」としたこの「など」の意味はどういう意味かということをお伺いしたいと思います。

市民図書館長（参事）

市民図書館の筒井です。

少し答弁に困っています。ここで検討委員会が意図したことは、「組織や運営のあり方を十分に検討し」のところに次に「人材育成など」と入れているところですが、「など」ということで人材育成が少しぼけるのではないかという指摘で、今お聞きして、そうかもしれないと思ったところです。これは例えば、県、市で図書の取り扱いのルールが若干違うこととか、新しいコンピュータシステムの開発に向けて、かなり早い段階から知恵を出し合わなければいけないとか、そういうことを「など」



に込め、こういう表現になったのではないかと思います。

西山委員

わかりました。ぜひ、専門性を要する方は、「どういう内容」を「いつまで」に習得していただきたいということをはっきりさせてください。それと、行政職の人事異動で、人が入れ替わるといこともおっしゃっておられましたので、そういう職種に関しては、できるだけ標準化をしてすぐに馴染んでいただけるということが望ましいと思います。これは意見です。

もう1点です。「よさこい祭りの間は騒がしいので、それにも耐えられるような防音改善をすべきだ」という意見が出ていましたが、これははっきり申し上げて、よさこい祭りの期間は休館にしたほうが良いと思います。というのは、開館するのは土台無理です。

市民図書館長（参事）

我々現場では、蔵書整理期間にしたらどうかという意見が挙がっています。

ただ、ハードのことでありますが、今は追手前小学校の北東の角にトイレがありますが、図書館とは別に外向けのトイレを敷地内に作ることにしたいと思います。そうしないと、図書館の中を踊り子さんなどの休憩場所とかトイレに解放するということになるからです。

西山委員

それは無理でしょう。祭りのときに、祭りのノリで図書館を利用されるようなことになったら、とんでもないことが起きそうですよね。だから、よさこい祭りの期間は、祭りと同じく、この期間は休館します、と。それで、あと職員の方々の蔵書整理などの執務に関しては行きます、ということの良いのではないのでしょうか。実際、いろいろな面で無理が生じることが予想されますので、祭りの期間はお考えになられた方がよいのではないかと思います。

西森委員

関連しますが、2点の質問よろしいでしょうか。1点目が、そもそも人材の供給源はどのようになっているかをお聞きしたいと思います。大学などに司書の課程があって、そこで資格を取って司書になれる。そして、採用というのは、公立図書館がどこに所属するかによって県になったり国になったりするのかなと想像はしますが、本県における司書の供給源がどういうふうな形になるのかということ伺いたいというのが1点です。

もう1点が、新図書館については、果たして高知県だけが待望する図書館なのか、あるいは全国に先駆けてのもので、ちょっと期待的なことを申し上げれば、例えば他の県から高知の図書館に是非行きたい、あそこに行けば勉強になるというようなものになれば、県民にとって誇らしいと思うのですね。そういう意味で、貧弱な読書環境を良くするという、マイナスをゼロにするという発想ではなくて、全国で一番になってやろうというような、「売り」みたいな発想がどこかにないのでしょうか。

市民図書館長（参事）

まず、1点目の人材の供給のお話ですが、図書館司書の資格自体、そのコースを持っている大学はたくさんあると思います。場合によっては大学の通信教育でも取得は可能です。図書館専門の図書館情報大学というのがありました。現在は、筑波大学になっていますが、あるいは慶応大学の図書館のコースが充実しているなどとも言われますが、県立図書館には、図書館情報大学を出た方が何人が採用されています。県職員の専門職として、図書館に配属されるという対応をされていると思います。

高知市の職員の中にも、図書館情報大学を出たという方はいますが、全員一般行政職で採用になった方です。高知市は、専門職採用をずっとやってきていませんので、そこは基本構想検討委員会でも様々に指摘されたところですが、ここは少し、まだ検討を要するという段階です。そういう点で、すべての資格がそうだと思いますが、大学で司書の資格を取得したからといって、それが即戦力になるかといえば、なかなか、いろいろな場合があるかと思いますが、そういう点では、新図書館に、経験を積んだ即戦力となる司書を採用するといった発想が今後必要かも知れません。

それから、全国の先駆けということで、県立図書館と市立図書館本館を一つの箱の中に入れて、入口も窓口も一緒にしようという構想は全国で初めてですので、そういう点では図書館界、あるいは文部科学省も非常に注目していると言われていています。その注目は、「良いものができそうだ」という注目ではなく、「大丈夫かな」という注目のほうがまだ主流かと思います。そういう点では、何としても成功させて高知は、なかなか面白いことをやったということにしたいと思います。

それはそれとして、新しい図書館が全国の図書館界から注目されて、視察に相当来られると思います。その中では、一定の評価も必要ですし、その活動が図書館界だけでなく、一般の方にも評価されるようにしたいと思っています。県立図書館の蔵書、市民図書館本館の蔵書を一緒にして、専門の司書を構えて提供するというので、成功すればそれが「売り」になると思っています。

松原教育長

「売り」になるよりも先に、我々が、例えば司書を採用するときに、研修でどこどこに研修に行くあるいは交流するとか、他の図書館と交流人事をやるとか、そういうところが先なのでしょうね。初めからは「売り」にならないというか、交流で向こうからも来てもらって勉強していってもらい、こっちからも行くという形の交流ですね。

野本委員長

交流ということ言えば、内部の交流、点字図書館とか、科学館それと市民図書館の三つが入った図書館というのは、全国的にもないのではないのでしょうか。まずそれが一つの大きな目玉ですね。子どもが、私としては、プラネタリウムは欲しいと思いますが、子どもを連れて一緒に小惑星のイトカワを見る、それで興味がわいて新図書で本を見るということで、そのときに、どの本が子どもに分かりやすいかを司書が優しく、丁寧に教えてくれる。それから障害者の方も、いろいろな体で感じる事ができると思います、プラネタリウムは。目の不自由な方も、耳の不自由な方も、それなりに対応できるプラネタリウムがあればいいと思っています。是非そういうふうにしていただきたい。それで、すごい交流が生まれると思います。そこも大事にしていだけると、県外からも高知に行けば、障害者でも、健常者でも、子どもでも、大人でもあっても、新しい情報がいっぱいあって、しかも楽しい、居心地がいいということになるのではないかと。ですから、内部の運営面での協力体制をつくる。まずは図書館利用者に喜んでいただく。暖かい情報、暖かい人、来てよかったという図書館というものです。やはり、これは人がつくるものだと思います。

松原教育長

一つの施設の中に、三つの違う機能を持ったものが入っているのは大きな「売り」だと思います。それは、PRしていけると思います。

西山委員

関連しますけれども、図書館で働く方々の職務に対する満足度が全国で一番高く、そして、利用者から見ても最高のサービス、最高の親切がある素晴らしい図書館というふうに言われたら、それはもう自動的に価値が上がるのではないかと思いますので、ぜひご検討ください。

松原教育長

そういう図書館を作らなければいけないですね。

野本委員長

それから、安全性です。東北の地震をテレビで見るたび目が潤むのですが、最新の技術で避難所として作った所が、千年に一回の地震で使い物にならなかったといったことが報道されています。この場所は、津波被害が想定されるということで、先ほど見直しがあるといわれましたが、見直しもやっぱり余裕を持った見直しをしていただいて、いつそれが起こるか分からないので、地域住民の方、利用者が避難されても大丈夫というものを、難しいかも知れませんが是非研究してほしいということが一つです。

もう一つですが、社会の情報機器のことで、西山委員さんからのご意見にもありましたが、刻々と変わっています。そこへ、柔軟に対応できるような余裕を持った図書館にもしていただきたいと思います。今の時点では、「こうだったから、これ以上できません」というのは、それはやっぱり未来型の図書館ではないだろうと思います。具体的なことは分かりませんが、ただ作ったからこれ以上の発展性はないということではなくて、それ自体がまた進化していく、進化の余裕を持たせていただきたいと思います。

松原教育長

この新図書館に関する今後の大きな流れを少しご説明ください。

市民図書館長（参事）

市民図書館の筒井です。

この基本構想の策定作業は明後日、高知市議会の、主として経済文教委員会に報告して、一連の作業が終わるといふふうに考えております。教育委員会としてはこの基本構想を尊重して、次の段階に進むこととなります。高知市は、図書館の中に新図書館建設室を設け、高知県は教育委員会の中に新図書館整備課を設けて、この両組織が同じ場所で準備に当たるといふことで日常的に顔を付き合わせて、調整しながら準備に当たるといふことになっています。これはハード部分が主になるかと思いますが、ソフト部門でも市民図書館、県立図書館のスタッフが定期的に、必要な調整をしながらやっていかなければいけないと思っています。

日程的には、来年度末に基本構想が終了している必要があるといわれています。来年度は、基本計画の策定作業を3か月の予定で行い、基本設計、実施設計を委託する業者の選定をプロポーザルの手法で、これは応募から決定まで3か月程度ということですので、3か月、3か月で、残り下半期6か月間が基本設計という見込みで、平成24年度の1年間が、実施設計と考えています。

平成25年、26年の2か年を掛けて、埋蔵文化財調査あるいは校舎の解体工事、そして新図書館の建設工事を行い、平成26年度末には、原則として施設ができ上がっているということになります。これは、合併特例債の関係もあります。何か、不測の事態があれば、国に相談することになると思いますが、イメージとしては平成26年度末に完成する予定でございます。

平成25年度実施設計前には、コンピュータ関係の設計、あるいはソフト面のいろんなところを決めておかないと、実務的な利用者の動線、職員の動線も含めて、どういう仕事をどういう部屋で、どういう機器を使いながらやるのかというのを、かなり詳細に詰めておかないと実施設計ができないと思いますので、ソフト部門のそういう作業と並行して、24年度の実施設計の中でも大変な打ち合わせが必要かとも思いますが、平成25、26年度と建設工事を行います。建物ができてから開館の準備までに数か月は必要です。かるぼーとの場合で申しますと、建物の竣工からオープンまで4、5か月掛かりましたので、平成27年度中の良い日を選んで開館式になるだろうと考えています。

松原教育長

追手前小学校が25年3月に閉校する。それからグラウンドの埋蔵文化財調査に入る。それと並行して校舎の解体などを行うということです。

山本委員

ハード面のタイムスケジュールみたいなのを先ほど説明いただいてよく分かったのですが、それに合わせて専門性を持った職員につきましても、ソフト面の人材育成のタイムスケジュールを考えて、開館のときは素晴らしい体制で迎えることができるような人材を確保するなり、また育成の面でも力を注いでいただきたいと思いますのでよろしく願います。

松原教育長

検討委員会でも、司書といった専門職に関して相当厳しい意見が出ています。これができなければ、どんな意見を言っても実現しないということまで言われています。そうしたこともあり、今後内部で

検討しますが、その採用計画を含めて、これから論議していかなければいけないという思いを持っています。ただ、職員は、教育委員会が採用するわけではありませんので、市長部局に対しても熱い思いで申し上げていきたいと考えます。

野本委員長

基本計画が3か月ということですが、具体的な作業の中身はどういうものですか。

市民図書館長（参事）

参考に、同時期に準備している県の新資料館は、基本構想があって、基本計画の作業がなく基本設計を発注しています。新資料館の基本構想書と今回の我々の図書館の構想書で、どこが違うかということ、新資料館は利用者の動線と職員の業務用の動線について、入り口からどういう部屋があるかという動線計画とセットでフロアプランが出ています。そこまでが、設計のためには発注者側として必要です。したがって、一つの柱は、フロアプランと動線計画、それから駐車場の問題、なおかつプラネタリウムをどうするかということです。そういうのは外からも見えやすい作業です。

フロアプランというのは、部屋の名称と広さと部屋と部屋の関係、並び方というのが出てきます。ということは、我々が基本構想の精神を受けて、現場で積み上げた仕事を含めて、どういう仕事があって、どれくらいの部屋のスペースが必要で、専用の部屋があるのかどうかなど、その部屋はどの辺にないといけないかを詰めなければいけません。実際にどんな仕事があるのかということも詰めないと、決まらないということです。どんな仕事があるのかというのは、まさにソフトの運営のあり方そのものです。理屈としては、新図書館の仕事をかなりイメージして、どういう仕事がある、どういう部屋が必要かということもかなりきちんと考えて、イメージとしては、朝出勤したらどこから入って、ロッカーとか事務所とか司書の部屋とかそういうようなことです。お客様はエントランスへ来たら、総合案内があって、点字図書館に行く人はどうで、開架に行く人はどうということ、開架に入ったときには、最初のカウンターは何か、返却のカウンターが良いのかというようなことを十分考えないといけません。

今の図書館で言いますと、子ども室は完全に独立しています。それから視聴覚ライブラリーも独立しています。完全独立がいいのか、ちょっと広いフロアのゾーンの配置がいいのか、あるいは課題解決型支援ということであれば、独立のカウンターが必要で、あとちょっと仕切られた専用の読書室とか研究室があったほうがいいのか、あるいは学生や生徒が自習的な部屋を提供するかどうかということも議論になり、一定構えようということになりました。そうすると、一般の図書館の窓際にちょっと楽しい感じの閲覧席とは別に、これから勉強するぞという感じの部屋があるのはないかとか、意見では山ほど出てきています。それを建物の中に配置していかないといけない。そういう作業がござります。

松原教育長

その案を詰めるのは県の整備課又は市の建設室であったりするわけですか。そこが原案を示して、最終的に提案することになるのですか。

市民図書館長（参事）

今予定している建設室のスタッフは、図書館の専門ではないので、そこだけに任せてしまうのはきついなと思っています。両館の現場のスタッフが、図書館にはどういう仕事があるのか、大量に本の注文があったときにも腰痛にならないような物流スペースがあるわけです。今の市民図書館は腰痛現場になっているなど、そういう話もどんどんしていかなければいけません。基本的には両館の現場の職員が、図書館の専門でない人でもイメージできるようにしていかなければならない。それを図書館の専門のアドバイザーをお願いし、現場と専門のアドバイザーと一緒に、これならというものを作り上げていくこととなります。

松原教育長

最終的には、そうしたでき上がったものを教育委員会で、こういう方向でやると報告して、ゴーサインが出てやっていくということになるのですか。

西山委員

プロセスが可視化できるようにしていただきたい。可視化とはどういうものかというところ、教育委員会でいろいろな資料を頂いていますが、とても分かりやすいポンチ絵ですね、ああいう形のものができるのが望ましいかと思います。ぜひ、ご検討ください。

市民図書館長（参事）

この半年間、様々な議論も一つのポイントは確かに可視化の問題でございます。今回は、スケジュール的にはタイトでございますが、慎重に進めていきたいと思っております。おそらく3か月経って「こんなのができました」というやり方でやったのでは、かなりお叱りを受けると思っております。

松原教育長

検討段階で、一応こういう方向でやりたいというところを、この会にも、経済文教委員会にも出していないといけないということになるでしょうね。

市民図書館長（参事）

基本構想検討委員の皆さんにも、ポイント、ポイントでお示しながら進めていきたいと思っております。

野本委員長

基本計画を作るときには、市民の声などは反映しないということですか。

市民図書館長（参事）

そのやり方は決めきってない段階です。正直に申しまして、基本構想検討委員会のような委員会を運営するスタッフですが、専門のアドバイザーの先生方にはお願いしたいと思っておりますが、この場合、県民、市民の皆様への情報提供と、ご意見の聴取ということがなくていいとは思っていませんので、その手法を考えていかなければならないと思っております。

西山委員

例え話ですから、すぐに忘れていただいても構いませんが、大吟醸の酒を造るという方針を決めたら、絶対に大吟醸を造らなければいけません。いかに焼酎が売れるからといっても、焼酎になるような大吟醸酒なんてものは造ってはいけません。大吟醸と決めたら大吟醸を、いくら焼酎が売れるからといってもそれは駄目です、と筋を通さないと良いものにならないし、訳がわからなくなってきます。

西森委員

同様の趣旨とも思いますが、結果的にでき上がるものが、あるストーリーに乗っかっていけば、そんなに大間違いということはないと思っております。ただ、継ぎ接ぎというのは、間違いになってしまう可能性があると思っております。ただ、民主主義ですし、皆の意見を聞かなくてはいけませんし、当然その中で取り上げるべき意見は取り上げなければいけないと思っておりますが、そこで一步間違っただけで八方美人になると、恐らく何がしたかったのかというものができてしまうということを懸念します。

ちょっと、具体的な施設名ははばかりがあるので申し上げますが、とあるところを合体させたときは、ある方をお招きしてその方の責任においてしたそのことが、またいろいろな賛否両論を生んで、更に悲しい問題を生んだということもあったかと思っておりますけれども、今回はそういう手法は取らないというようですが、それは全体として統一的な前向きな議論で、皆の意見を聞きながらも、とにかくある一定の方向に、良いものにまとめていくのだという道筋を作るのは、まさに事務局の仕事だと思っております。

そういう意味では、うまく言えませんが、意見を聞く度量、手法は用意しつつも、そういう信念というか、確固たる、これを必ずまとめ上げていき、絶対ぶれたものにはしないという道づくりは最初にしていただきたいという思いがございます。

市民図書館長（参事）

一番大事なご指摘として受け止めます。

松原教育長

事務局の皆さんとアドバイザー的な方々の意見を頂きながら、構想を一つのものにまとめていく作業をする。教育委員会にはこういう方向でいくということと、経済文教委員会にもこういう方向でいくということは報告しないといけないというふうに思います。

野本委員長

短い期間で、今までの基本構想を形に表していく、たくさんの課題が残されていますが、それもあらかた解決の方向でやっていただきたいです。大きな課題がまだ残されていますが、それを策定していただいた検討委員会の委員には、ご尽力いただき感謝しています。これを良いものにしていけるよう事務局の方にもお願いします。

それから、交流ということの中で人材育成が大きなことになっていますが、もう既にされているかも知れませんが、合築する場合、市と県の司書についてですが、異動なども関わってきますが、今から交流するという方向はあるのでしょうか。

市民図書館長（参事）

現場は同じ図書館人として交流があります。それで、県市の合築に関わって、週1回ペースで、本当に細かい調整の会をやっていますので、そういう点では中核となる司書のメンバーの交流について、土台は既にできてきていると言えます。

野本委員長

できることから、理解をしていくということが大事だと思いますので、よろしくお願いします。他にご意見はございませんか。

よろしいでしょうか。大きな課題が残されていますので、これからみんなで頑張っていきたいと思えます。

それでは、本日の議事日程はすべて終了しました。

以上で教育委員会は閉会します。

閉会 午後4時18分

署 名

委員 長 \_\_\_\_\_

2 番 委 員 \_\_\_\_\_